

奈良県告示第百六十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条第一項の規定により、特定計量器（特定計量器検定検査規則（平成五年通商産業省令第七十号）第三十九条第一項各号のいずれかに該当する場合の特定計量器を除く。以下同じ。）の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十六年八月一日

奈良県知事 荒井正吾

区分		区域		月日（曜日）		時間		場所	
運搬が困難な はかり		御杖村		九月四日（木）		午前十時から 午後三時まで		運搬が困難なはかりの所 在場所	
		曾爾村		九月五日（金）					
		宇陀市		九月八日（月）		午前九時三十 分から午後三 時まで			
		御所市		九月九日（火）					
香芝市		十月八日（水）		十月九日（木）		午前十時から 正午まで			
				十月二十七日 （月）		午前十時から 午後三時まで			

				運搬が困難な はかり以外の 特定計量器	
		宇陀市		橿原市	
				十一月五日（水）	十一月六日（木）
				十一月七日（金）	十月二十八日（火）
				午前十時から午後三時まで	午前十時三十分から正午まで
				午後二時から午後三時まで	午後一時三十分から午後二時三十分まで
				午前十時から午前十一時三十分まで	奈良県農業協同組合宇陀営農経済センター田口経済店舗（宇陀市室生田口元上田口二〇五九）
				午前十時から午後三時まで	宇陀市室生大野一六三七番地）
				午後二時から午後三時まで	宇陀市室生振興センター「菟田野農林センター」（宇陀市菟田野松井五〇四番地）
				午前十時三十分から正午まで	宇陀市中央公民館（宇陀市大宇陀中庄二〇二番地）
				午前十時から午後三時まで	九月十日（水）
				午前十時から午後三時まで	九月十一日（木）

		香芝市				御所市			
		(水) 十月二十九日		(金) 十月十日		(木) 十月九日		(水) 十月八日	
午後一時から	正午まで	午後三時から 午後一時から	午前十時から 正午まで	午後四時まで 午後一時から	午前十時から 正午まで	午後四時まで 午後一時から	午後三時まで 午後一時から	午後二時三十 分まで	午前十時から 正午まで
		香芝市役所 (香芝市本町 一三九七番地)		御所市いきいきライフセ ンター (御所市七七四番 地の二)		奈良県農業協同組合御所 営農経済センター (御所 市大字豊田四三)		葛公民館 (御所市大字戸 毛九七九番地の二)	
								九月十二日 (金) 宇陀市役所 (宇陀市榛原 下井足一七番地の三)	
(木) 十月三十日									

								檀原市
								十一月十日（月）
								午後三時まで
								午前十時から 正午まで
								檀原市水道局（檀原市小房町九番地の二三）
								奈良県農業協同組合真菅支店（檀原市曾我町八一五）
								檀原運動公園事務所（檀原市雲梯町三二三番地の二）
								檀原市役所（檀原市八木町一丁目五一〇番地）
								午後一時から 午後三時まで
								十一月十二日（水）
								午前十時から 正午まで
								午後一時から 午後三時まで
								十一月十三日（木）
								午前十時から 正午まで
								畝傍地区公民館（檀原市見瀬町二〇二番地の一）
								午後一時三十分から午後三時まで
								今井地区公民館（檀原市今井町二丁目八二番地の一）

備考

表に定める検査期日及び検査場所において定期検査を受けなかった特定計量器の検査は、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日並びに十二月二十九日から翌年の一月三日までの日を除く日の午前九時三十分から午後四時までの間に奈良県産業振興総合センター（奈良市柏木町二二九番地一）において行う。